

吉岡町日中一時支援事業単価表

① 障害者日中一時支援事業の場合

利用時間 (支給量)	4時間未満 (0.25日)		4時間以上8時間未満 (0.5日)		8時間以上 (0.75日)	
	費用基準額	利用者負担額	費用基準額	利用者負担額	費用基準額	利用者負担額
区分6	2,225円	222円	4,450円	445円	6,675円	667円
区分5	1,893円	189円	3,785円	378円	5,678円	567円
区分4	1,560円	156円	3,120円	312円	4,680円	468円
区分3	1,405円	140円	2,810円	281円	4,215円	421円
区分1及び 区分2	1,225円	122円	2,450円	245円	3,675円	367円

② 障害児日中一時支援事業の場合

利用時間 (支給量)	4時間未満 (0.25日)		4時間以上8時間未満 (0.5日)		8時間以上 (0.75日)	
	費用基準額	利用者負担額	費用基準額	利用者負担額	費用基準額	利用者負担額
区分3	1,893円	189円	3,785円	378円	5,678円	567円
区分2	1,483円	148円	2,965円	296円	4,448円	444円
区分1	1,225円	122円	2,450円	245円	3,675円	367円

③ 重症心身障害児(者)に対し、医療機関である短期入所事業所において事業を行った場合

利用時間 (支給量)	4時間未満 (0.25日)		4時間以上8時間未満 (0.5日)		8時間以上 (0.75日)	
	費用基準額	利用者負担額	費用基準額	利用者負担額	費用基準額	利用者負担額
重症心身障 害児(者)	6,000円	600円	12,000円	1,200円	18,000円	1,800円

④ 遷延性意識障害者等、筋萎縮性側索硬化症その他の疾患を持つ利用者に対し、医療機関である短期入所事業所において事業を行った場合

利用時間 (支給量)	4時間未満 (0.25日)		4時間以上8時間未満 (0.5日)		8時間以上 (0.75日)	
	費用基準額	利用者負担額	費用基準額	利用者負担額	費用基準額	利用者負担額
遷延性意識 障害者等	3,500円	350円	7,000円	700円	10,500円	1,050円

各表の適用区分に該当する障害の程度は、次のとおりとする。

① 障害者

18歳以上の障害者又は15歳以上の障害児であって、障害者総合支援法に規定する障害者支援区分の認定を受けた者は障害支援区分による。ただし、障害支援区分が未判定の者の適用区分については、区分1及び区分2を適用する。

② 障害児

障害者総合支援法に規定する障害児短期入所の支給決定に係る5領域11項目の調査項目に基づいた認定区分による。

③ 重症心身障害児(者)

児童相談所等において児童福祉法に定める重症心身障害児(者)の認定を受けたもの

④ 遷延性意識障害者等

遷延性意識障害者等、筋萎縮性側索硬化症その他の疾患を持つもの